

令和 7 年 第 6 回 寄 居 町 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録	
開 催 年 月 日	令和 7 年 6 月 2 6 日（木）
開 催 場 所	寄居町役場 全員協議会室
開会時刻宣告者	議長 坂本 建治 午後 1 時 3 0 分
閉会時刻宣告者	議長 坂本 建治 午後 2 時 4 8 分

委員出席状況

席次 番号	氏 名	出・欠	席次 番号	氏 名	出・欠
1	稲 山 久 夫	出	1 1	鳥 塚 正 実	出
2	小 和 瀬 守	出	1 2	丸 橋 高 記	出
3	吉 田 滋	出		大 久 保 知 明	出
4	福 島 隆 志	出		柴 崎 徹	出
5	井 伊 誠	出		奈 良 和 正	出
6	坂 本 建 治	出		齊 藤 薫	欠
7	加 藤 憲 治	出		吉 川 隆	出
8	栗 原 功	出		保 坂 昭	出
9	吉 田 一 行	出		新 井 一 弘	出
1 0	新 井 徹	出		中 島 信 一	出

議事参与者

職 員

次 長 菅谷順吾
 書 記 青木智史
 書 記 権田貴大

事務局次長 議長	(起立・礼・着席の発声) 本日は、ご多忙のおり、ご参会いただき、誠にありがとうございます。 本日、事務局長が、事情により欠席とのことですので、進行は事務局次長にお願いいたします。 ただ今から、令和 7 年第 6 回寄居町農業委員会総会を開会いたします。 現在の出席委員は、全員ですので、定足数に達しており、総会は成立しております。 これより議事に入ります。 事務局から本日の議事日程を朗読いたさせます。
事務局次長	令和 7 年第 6 回寄居町農業委員会総会、 日程第 1、議事録署名委員の選任について。 日程第 2、議案第 38 号から議案第 44 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。 日程第 3、議案第 45 号、農用地利用集積等促進計画の案について。 議事日程は、以上となります。
議長	それでは、日程第 1、議事録署名委員の選任についてを議題といたします。 寄居町農業委員会会議規則第 11 条第 2 項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことでご異議ございませんか。
議長	(委員から、「なし」の声) それでは、栗原功委員と新井徹委員にお願いいたします。 続きまして、日程第 3、議案第 38 号から議案第 44 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局	それでは、議案第 38 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 1 ページを御覧ください。 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請につきましては、農地の所有者等から別の者への権利移転、または、設定を伴います農地転用で、売買、賃貸借、使用貸借などによりまして、農地を農地以外の使用目的とするものです。 それでは、議案第 38 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 本申請地は、都市計画法の用途区域内の土地となります。 申請者、譲受人は、他市に所在し、不動産業を営んでおりますが、譲渡人から、土地売却の相談を受け、本議案の申請地の周辺状況から、住宅用地として需要があると考え、申請に至ったとのことでした。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題ないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見を伺います。 新井委員。
新井委員	6 月 20 日の夕方に、譲渡人の 1 人と面会し、事情を伺いました。 当初、事業区域内にある宅地のみで、計画があったとのことですが、境界査定の際に、今

	回の農地についても、買い受けの相談があり、売却を決めたとのことでした。 現地については不耕作で、何ら問題ない場所だと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 38 号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 38 号は原案のとおり許可相当として知事に意見を送付いたします。
事務局	次に、議案第 39 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 39 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、申請地に隣接する宅地に家族で居住しておりますが、自身の土地について整理していたところ、この宅地が、現在の建築基準法を満たす道路に接続していないことがわかり、適切な宅地利用を行うため、申請に至ったとのことでした。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号、ロ、(1) の第 3 種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題ないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見を伺います。
新井委員	新井委員。 6 月 23 日の夕方に、譲受人に事情を伺いました。 先ほど、事務局から説明がありましたが、現在の接道は、法改正後、建築基準を満たす道路とされなくなってしまったとのこと、基準上の道路に接続するために、申請地を譲り受けたとのことでした。
議長	ご審議をよろしくをお願いいたします。 他にご意見はございますか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 39 号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 39 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。
事務局	次に、議案第 40 号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第 40 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、申請地付近の実家に居住しておりますが、婚約が決まり、自己用住宅の建築を検討していたところ、申請地を、譲受人である母親から、借り受けられることとな

	り、申請に至ったとのことことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題ないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見をお願いいたします。
鳥塚委員	鳥塚委員。 議案第40号について、地元委員から意見申述を行います。 令和7年6月20日の金曜日に、齋藤推進委員と現地調査を行い、譲渡人に事情を伺いました。 本申請は、事務局から説明がありましたとおり、譲渡人の次男が、自己用住宅を建てるために、宅地転用するものです。 申請地は、譲渡人の自宅の隣接地で、進入路も確保されるため、周囲の農地への影響もないものと考えられるため、特段の問題はないものと考えます。
議長	ご審議をよろしくお願いいたします。 他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第40号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第40号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。
事務局	次に議案第41号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第41号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、県内他市に本社を置く、医療機器の製造業者です。 平成3年に、本申請地の西側に、最初の工場を建設してから既に30年以上、寄居事業所として操業しております。 事業が好調なため、工場の新設を検討したところ、この寄居事業所のほかの事業所では拡張の余地がなかったことから、寄居事業所に隣接する本申請地の地権者に相談したところ、譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、この農地は、農地法第5条第2項第1号、ロ、(1)の第3種農地ですので、原則として許可となるものです。 また、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題ないものと考えます。 なお、申請地は、令和6年9月26日付けで除外となっております。
議長	説明は、以上です。 この件について、地元委員のご意見を伺います。
鳥塚委員	鳥塚委員。 議案第41号について、地元委員から意見申述いたします。 6月20日の金曜日に、齋藤推進委員と現地調査を行い、譲受人の事業所職員に事情を伺い

	ました。 申請地は、工場敷地拡張として、隣接する本議案の申請地を、既存敷地と一体利用するものです。 寄居事業所については、医療機器、医療周辺機器の製造工場として、30 年以上歩んでいて、従業員については、50 人以上おり、半数程度は地元雇用とのことです。 工場については、騒音等の影響もなく、周囲は住宅と農地が混在する地域で、特に問題はないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 41 号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 41 号は原案のとおり許可相当として、知事に意見を送付します。 次に、議案第 42 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 42 号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、申請地付近のアパートに、家族で居住しておりますが、子どもの成長とともに、手狭に感じていたため、自己用住宅の建築を検討していたところ、本議案の申請地を、譲り受けられることとなり、申請に至ったとのことです。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第 5 条第 2 項第 3 号の資力及び信用等、第 4 号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題ないものと考えます。 説明は、以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見を伺います。
吉川推進委員	吉川推進委員。 6 月 20 日に、坂本委員、栗原委員と 3 人で現地調査を行いました。 譲渡人は 4 名おり、付近に住む方々もおりましたので、そのうちの 1 人に事情を伺いました。 場所としても、周辺はアパートや住宅が建ち並び、農地については点在している状況です。 今回は、住宅敷地としての申請ということで、地域調和という観点からも、問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございますか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 42 号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 42 号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。 次に、議案第 43 号について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、議案第 43 号につきまして、御説明申し上げます。

	別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、自身が所有する〇〇番と〇〇番の農地を使い、共同住宅を建てることを計画しましたが、〇〇番が北側で接する赤道が、法定外道路であることから、東側の幅員のある町道に接する必要があるため、〇〇番の土地所有者に相談したところ、譲り受けられることとなったため、3筆一体で申請に至ったとのことでした。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地法第5条第2項第3号の資力及び信用等、第4号の周辺農地の営農条件への支障、法の求める一般的な農地転用許可要件につきまして、問題ないものと考えます。 なお、〇〇番については、令和7年5月16日付けで除外となっております。 説明は、以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見を伺います。
栗原委員	栗原委員。 6月20日に、坂本委員と吉川推進委員と現地調査を行い、譲受人に事情を伺いました。 内容については、事務局の説明のとおりで問題ないものと思いますので、ご審議をお願いいたします。
議長	他にご意見はございますか。
議長	(委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第43号について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
議長	(全員挙手)
事務局	全員賛成ですので、議案第43号は原案のとおり、許可相当として知事に意見を送付します。 次に、議案第44号について、事務局の説明を求めます。 それでは、議案第44号につきまして、御説明申し上げます。 別冊の案内図を併せて御覧ください。申請内容については、議案書のとおりとなります。 申請者、譲受人は、関東近郊を中心に、自然エネルギーによる発電事業等を行う法人で、太陽光発電事業地として、本申請地が適当と考え、申請に至ったものですが、この度の計画は、譲受人が申請地を取得したのち、譲受人とは別のA法人が、太陽光発電施設の建設を行い、その施設は、B法人により使用されることになっています。 譲受人を軸に、御説明いたしますと、譲受人は、申請地を取得するのみで、転用事業は行わず、B法人へ、申請地を貸すのみの申請ということになります。 本議案の許可要件の該当性ですが、農地の権利を取得する譲受人と、転用事業者が異なる申請となっていることから、農地法が譲受人に求めます、転用行為の確実性が認められないと考えられるため、不許可事由に該当するものと考えております。 説明は、以上です。
議長	この件について、地元委員のご意見はございませんか。
丸橋委員	丸橋委員。 6月21日の土曜日に、新井推進委員と現地確認を行い、譲渡人に事情を伺いました。 譲渡人については、複数人おりますが、どの方におかれましても、高齢化とともに、農地の管理ができなくなり、太陽光業者から話が合ったため、売却を決めたとのことでした。 ご審議をよろしくお願いいたします。

議長	地元委員におかれましては、譲渡人から伺って頂いたご事情を、ご報告いただきありがとうございますございました。 先ほど、事務局から説明がありましたが、本議案については、A 法人に太陽光発電施設の建設が委託され、完成した太陽光発電施設は、そのまま、B 法人に売却されるということで、譲受人については、申請地をB 法人に貸すという申請になっているとのことです。 農地法の基準としては、譲受人が転用事業を行う必要があります、本件のような譲受人と転用事業者が異なる場合には、不許可事由に該当する可能性があるとのことでした。 農業委員会においては、他の議案審議と同様で、許可することが、相当か不相当かを、許可権者である埼玉県へ意見進達する立場でありますことから、皆様のご意見をお願いできればと思います。
丸橋委員	丸橋委員。
議長	埼玉県の方針が判明するのは、いつ頃でしょうか。
事務局	事務局。
	今後の流れの御説明となりますが、申請面積が 3,000 m ² を超えていることから、埼玉県農業会議主催の常設審議委員会に意見照会を行い、その後、埼玉県に意見書を提出することとなります。結果としては、来月の中旬や下旬頃になるものと思われます。
議長	小和瀬委員。
小和瀬委員	申請地をよく知っていますが、長年に渡り不耕作の状況で、管理がされないことによる、周辺農地への影響や、譲渡人の方々のご意見も踏まえますと、開発されること自体は、やむを得ないものとも思います。
議長	吉川推進委員。
吉川推進委員	こうした事例が、今後もあると考えられますので、理論的に不許可相当という整理が必要であると思います。
	町としては、許可権者ではありませんので、埼玉県の幅広い事例等も踏まえながら、検討する必要もあるのではないのでしょうか。
議長	事務局。
事務局	専門的な話となりますが、埼玉県から、貸施設を目的とする農地転用の取り扱いについて、事務指導がありまして、農地の権利を取得する譲受人と転用事業者が異なる申請においては、申請土地の造成又は処分のみを目的とする転用にあたるため、許可対象とならないとされております。
	本議案については、譲受人が転用事業者でないと考えられ、その不許可事由に該当すると思われるます。
議長	吉田委員。
吉田委員	男衾地区では、過去に太陽光発電施設を建設する計画がありましたが、パネルが設置されることで、水が浸透せず、下流に流れることによる水害発生の恐れを危惧し、地域住民から反対の声がありました。
	本議案については、地元からの反対がないとのことであれば、心配はありませんが、事業者は、地域住民への確認を、しっかりされているのでしょうか。
	先ほど、用土地区の委員からありました、荒廃した農地が解消されるという点もありますが、事業者が異なるということだと、責任の所在も不明確で、心配に感じました。
議長	事務局。

	太陽光発電施設の設置につきましては、町で太陽光条例を定めており、すでに事前の協議がされております。 条例上、地元への説明が必要となりますが、すでに、地域住民へ個別訪問による説明を行っており、特段の意見はなかったものと報告されております。 また、造成計画についても、事業地が周辺土地よりも低く、盛土や切土も区域内で完結することとされておりますので、雨水や土砂の流出の恐れはないものと考えます。
議長	他にご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決に移りたいと思います。
議長	まず、議案第 44 号について、原案を許可相当とすることに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手少数)
議長	次に、議案第 44 号について、原案を不許可相当とすることに、賛成の方は挙手をお願いいたします。 (挙手多数)
議長	不許可相当が多数ですので、議案第 44 号は、農地の権利を取得する譲受人と、転用事業者が異なり、農地法施行規則第 57 条第 1 項第 5 号に該当すると思われるため、不許可相当として知事に意見を送付いたします。
事務局	次に、議案第 45 号について、事務局の説明を求めます。 議案書の 3 ページをご覧ください。 議案第 45 号につきまして、御説明申し上げます。 この農用地利用集積等促進計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づくもので、同法、第 18 条第 3 項の規定により、農地中間管理機構が、この計画を定める場合には、農業委員会の意見を聴くものとされているものです。 今回の計画は、全 2 筆で合計面積 1,929 m²です。農地は、全て畑となります。 そのほかは議案書のとおりです。今回の計画は全て新規となります。 説明は、以上です。
議長	この件について、町から決定を求められていますが、何かご意見はございませんか。 (委員から、「なし」の声)
議長	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 45 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、議案第 45 号は原案のとおり決定し、町へ報告いたします。 以上で全ての議案審議が終了しました。 委員さんから、何かありますか。 (委員から、「なし」の声)
議長	事務局から、何かありますか。
事務局次長	事務局から 1 点、ご連絡申し上げます。 今回の総会ですが、7 月 28 日、月曜日で、総会後に互助会の催しがありますので、午後 4 時からということで御予定頂き、議案数により、正式な開始時刻を決めまして、開催通知でお知らせしたいと存じます。

議長
事務局次長

なお、開催場所は、役場庁舎 3 階の庁議室になります。

繰り返します。

次回の総会は、7 月 28 日、月曜日で、午後 4 時から御予定頂き、正式な開始時刻は、開催通知でお知らせしたいと存じます。

以上、よろしくお願いいたします。

それでは、特に無いようですので、令和 7 年第 6 回総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

(事務局次長、起立・礼・着席の発声)

署名委員の決定について議長指名により

栗原 功 委員 新井 徹 委員

以上2名を選任する

上記顛末に相違のないことを証するためここに署名する。

令和7年6月26日

議 長

坂本建治

委 員

新井 徹

委 員

栗原 功